

生物多様性条約保護地域作業計画 (PoWPA)の現状

1. 生物多様性条約戦略計画

■COP6 決議 VI/26 2002年4月

国、地域、世界の各レベルで条約の更なる実施を導くため、戦略計画を決定

11. 使命 (Mission) : 現在の生物多様性の損失速度を 2010 年までに顕著に減退させる。

12. 戦略計画は条約の作業計画、生物多様性国家戦略などを通じて実施される。

■COP7 決議VII/30 2004年2月

戦略計画の使命の達成状況と進展評価の枠組みとして、7つの重点分野 (Focal areas)、11の最終目標 (Goals)、21の目標 (Targets) を設定。

保護地域に関連する目標設定	
重点分野 (Focal areas)	生物多様性の構成要素の保護
最終目標 (Goals)	1. 生態系、生息地及び生物群系の生物多様性の保全を進める。
目標 (Targets)	1.1 世界の生態学的な地域のそれぞれにおいて、少なくとも 10% が効果的に保全される。

2. 保護地域作業計画 (PoWPA)

■COP7 決議VII/28 2004年2月

保護地域作業計画(PoWPA)を採択。併せてアドホック作業部会を設置

■計画の構成

○4つのグループで計 16 の個別目標 (goal) が掲げられ、それぞれに達成年次を設定。

区分	分野・内容
グループ 1	保護地域ネットワークの強化
目標 1.1	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地域レベルの保護地域体系の構築と強化。これらによる地球規模の保護地域ネットワークの確立 (目標 陸域 2010 年、海域 2012 年) (2010 年までに陸域の、2012 年までに海域の、包括的、代表的、かつ効果的に管理された、国及び地域レベルの保護地域体系による地球規模のネットワークを確立する。)
	<p><締約国の活動></p> <p>1.1.1 2006 年までに、適切なスケジュールおよび測定可能な国および地域</p>

	<p><u>レベルの保護地域目標と指標を設定する。</u></p> <p>1.1.5 <u>2006年までに、陸域、海域及び内陸水系生物多様性と生態系を適切に保全する代表的な保護地域制度の必要条件を基礎として、国および地域レベルにおける保護地域制度のギャップ分析をおえる。</u> 対策が必要な強い脅威あるいは高い価値があるあらゆる地域の保全対策のため、国レベルの計画の発展も必要である。ギャップ分析では、生物多様性条約付属書I、および対象とする多様性構成要素の代替不可能性、最小有効サイズ、生存可能性、種の移動確保、完全性、生態系プロセス、および生態系サービスなど、その他の関連基準を考慮すべきである。</p> <p>1.1.6 <u>2009年までに、国あるいは地域レベルのギャップ分析（正確な地図を含む）により抽出された保護地域を選定し、2010年までに陸域、2012年までに海洋環境の包括的、生態的代表的国および地域レベルの保護地域制度を確立する。</u></p>
目標 1.2	・エコロジカルネットワークを考慮した、保護地域とその体系のより広域的なランドスケープへの統合（目標 2015年）
目標 1.3	・国境にまたがる保護地域の設立・強化、或いは国境に隣接した保護地域間の連携（目標 陸域 2010年、海域 2012年）
目標 1.4	・参加型アプローチと科学的基盤に立脚した計画プロセスの採用による効果的な管理の実現（目標 2012年）
目標 1.5	・保護地域への脅威を、特定、予防又は軽減するための効果的なしくみの確立（目標 2008年）
グループ 2	負担と受益の衡平、地域社会の参加
グループ 3	保護地域の実効性・管理能力の強化
グループ 4	保護区管理の基準設定と評価、モニタリング

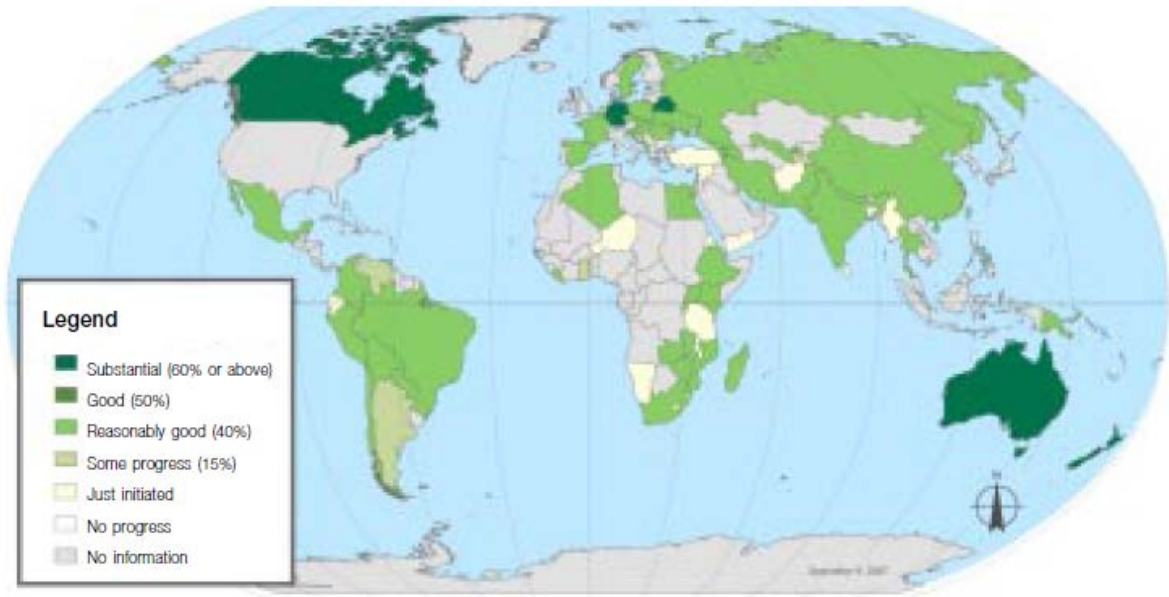
（グループ 2～4 の個別目標は省略）

■計画の達成状況

グループ 1	保護地域ネットワークの強化
--------	---------------

- ・世界の陸域に対する保護地域のカバー率は12%以上（WCMC, 2007）。国別では、0.65%～16%（UNEP/CBD/WG-PA/2/2, 2007）とばらつき。
- ・保全ギャップが依然解消されていない。特に淡水生態系、沿岸及び海洋生態系、温帯草原、熱帯針葉樹林及び地中海性樹林等。
- ・意欲的な目標を掲げている国もある。
 - 中国→2010年までに10%、2015年までに18%
 - バハマ及びインドネシア→2020年までに海洋保護区を20%
- ・生態系ギャップの分析が進んでいる。
 - 中央・南アメリカの20数カ国が生態系ギャップ評価を完了

Figure 1. Global snapshot of establishing and strengthening protected area networks.



(この項 PARKS Vol17 No1, 2008 より)

3. COP10 に向けた最近の動き

- ・保護地域については、COP10 での詳細点検課題として位置付けられている。

■保護地域アドホックワーキンググループ 2007年11月

2004～2007年のPoWPAの実施状況をレビュー。目標の進捗状況を確認し、計画実施の障害とその克服策について検討。

[レビュー概要]

- ・目標 1.1 (国、地域レベルの保護地域体系の強化)、目標 1.3 (国境にまたがる保護区の設立等)、目標 1.5 (保護地域への脅威の防止・軽減) 等において顕著な進展。(→PoWPA導入以来、陸域 2,300 箇所、海域 50 箇所、合わせて 5 千万 ha の新たな保護地域が設定。)
- ・一方、目標 1.2 (より広域的な保全との統合)、目標 2.1 (利益の衡正な分配)、目標 2.2 (土着住民・地域住民の巻き込み)、目標 3.4 (財源の持続性) などでは、進展は限られていた。

■COP9 決議VIIIX/18 2008年5月

[締約国に対する主な要請]

- ・2010年/2012年目標の達成に向けて、2009年までに生態系ギャップ分析を完了。
- ・保護地域のより広域的な景観・生態系への統合等のための施策の採択・促進
- ・多様なセクターからの諮問委員会の設置。陸域及び海域の保護地域に係る目標と行動計画の策定、普及啓発の促進など
- ・国レベルのPoWPA対応窓口の設置

[締約国に対する主な奨励事項]

- ・エコロジカルネットワークの強化
- ・さまざまな管理タイプの保護地域の導入
- ・リージョナル・サブリージョナルレベルの協力枠組みの構築と強化

■ COP10 に向けた動き

- ・ 2009 年 9 月、韓国済州島において「CBD 保護地域作業計画 (PoWPA) の将来に関する国際会合」が開催された。

目的：COP10 での保護地域作業計画の点検に貢献するために、保護地域作業計画の進展状況とその将来像を検討する

- ・ 2009 年 9 月、韓国済州島において、「CBD/PoWPA の実施に関する東アジア会合」が開催された。

目的：東アジア地域における保護地域作業計画の進展状況を評価する。COP10 に向けて東アジアの共通の立場と戦略的な見通しを醸成する

- ・ 2009 年 10 月に、上記両会合の成果を受けてインドにおいて「CBD 保護地域作業計画 (PoWPA) の実行のための点検と能力養成に関するアジア・太平洋地域会合」が開催された。

内容：国レベルの PoWPA の実施状況に関する国別報告書の作成
PoWPA の詳細点検結果を受けた COP10 での勧告案の検討 等